

	労働者災害補償保険法	健康保険法	国民年金法	厚生年金保険法
全部 (不支給)	<p>・労働者が、<b>故意</b>に負傷、疾病、障害若しくは死亡又はその直接の原因となった事故を生じさせたときは、政府は、<b>保険給付</b>を行わない。</p> <p>・労働者が、①・②のいずれかに該当する場合(厚生労働省令で定める場合に限る。)には、<b>休業補償給付</b>は、行わない。 ①<b>刑事施設、労務場</b>その他これらに準ずる施設に拘禁されている場合 ②<b>少年院</b>その他これに準ずる施設に收容されている場合</p>	<p>・被保険者又は被保険者であった者が、自己の<b>故意の犯罪行為</b>により、又は<b>故意</b>に給付事由を生じさせたときは、当該給付事由に係る<b>保険給付</b>は、行わない。</p> <p>・被保険者又は被保険者であった者が、①・②のいずれかに該当する場合には、<b>疾病、負傷又は出産</b>につき、その期間に係る保険給付(傷病手当金及び出産手当金の支給にあつては、厚生労働省令で定める場合に限る。)は、行わない。 ①<b>少年院</b>その他これに準ずる施設に收容されたとき ②<b>刑事施設、労務場</b>その他これらに準ずる施設に拘禁されたとき</p>	<p>・<b>故意</b>に障害又はその直接の原因となった事故を生じさせた者の当該障害については、これを支給事由とする<b>障害基礎年金</b>は、支給しない。</p> <p>・<b>遺族基礎年金、寡婦年金又は死亡一時金</b>は、被保険者又は被保険者であった者を<b>故意</b>に死亡させた者には、支給しない。 被保険者又は被保険者であった者の死亡前に、その者の死亡によって<b>遺族基礎年金又は死亡一時金</b>の受給権者となるべき者を<b>故意</b>に死亡させた者についても、同様とする。</p> <p>・<b>20歳前障害による障害基礎年金</b>は、受給権者が①～④のいずれかに該当するとき(②・③に該当する場合は、厚生労働省令で定める場合に限る。)は、その該当する期間、その支給を停止する。 ①<b>恩給法</b>に基づく年金たる給付、<b>労働者災害補償保険法</b>の規定による年金たる給付その他の年金たる給付であつて政令で定めるものを受けられることができるとき ②<b>刑事施設、労務場</b>その他これらに準ずる施設に拘禁されているとき ③<b>少年院</b>その他これに準ずる施設に收容されているとき ④<b>日本国内に住所を有しない</b>とき</p>	<p>・被保険者又は被保険者であった者が、<b>故意</b>に、障害又はその直接の原因となった事故を生じめたときは、当該障害を支給事由とする<b>障害厚生年金又は障害手当金</b>は、支給しない。</p> <p>・<b>遺族厚生年金</b>は、被保険者又は被保険者であった者を<b>故意</b>に死亡させた者には、支給しない。 被保険者又は被保険者であった者の死亡前に、その者の死亡によって<b>遺族厚生年金</b>の受給権者となるべき者を<b>故意</b>に死亡させた者についても、同様とする。</p>
全部 又は 一部	<p>・労働者が<b>故意の犯罪行為</b>若しくは<b>重大な過失</b>により、又は正当な理由がなくて<b>療養に関する指示</b>に従わないことにより、負傷、疾病、障害若しくは死亡若しくはこれらの原因となった事故を生じさせたときは、政府は、保険給付の<b>全部又は一部</b>を行わないことができる。</p> <p>【参考】 ・労働者が<b>故意の犯罪行為</b>若しくは<b>重大な過失</b>により、負傷、疾病、障害若しくは死亡若しくはこれらの原因となった事故を生じさせた場合 (対象給付)休業(補償)給付・傷病(補償)年金・障害(補償)年金 (制限内容)保険給付のつど給付額の<b>30%</b>相当額を減額(療養開始後3年以内) ・労働者が正当な理由がなくて<b>療養に関する指示</b>に従わないことにより、負傷、疾病若しくは障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げたとき (対象給付と制限内容)休業(補償)給付→<b>10日</b>分相当額を減額 (対象給付と制限内容)傷病(補償)年金→<b>365分</b>の<b>10</b>相当額を減額</p>	<p>・被保険者が<b>闘争、泥酔</b>又は著しい不行跡によって給付事由を生じさせたときは、当該給付事由に係る保険給付は、その<b>全部又は一部</b>を行わないことができる。</p> <p>・被保険者は、<b>偽りその他不正の行為</b>により保険給付を受け、又は受けようとした者に対して、<b>6月以内</b>の期間を定め、その者に支給すべき<b>傷病手当金又は出産手当金の全部又は一部</b>を支給しない旨の決定をすることができる。 ただし、偽りその他不正の行為があつた日から<b>1年</b>を経過したときは、この限りでない。</p> <p>・被保険者は、保険給付を受ける者が、正当な理由なしに、「<b>文書の提出等</b>」の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは受診を拒んだときは、保険給付の<b>全部又は一部</b>を行わないことができる。</p>	<p>・<b>故意の犯罪行為</b>若しくは<b>重大な過失</b>により、又は正当な理由がなくて<b>療養に関する指示</b>に従わないことにより、障害若しくはその原因となった事故を生じさせ、又は障害の程度を増進させた者の当該障害については、これを支給事由とする給付は、その<b>全部又は一部</b>を行わないことができる。 自己の<b>故意の犯罪行為</b>若しくは<b>重大な過失</b>により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、死亡又はその原因となった事故を生じさせた者の死亡についても、同様とする。</p> <p>・<b>年金給付</b>は、①・②のいずれかに該当する場合には、その額の<b>全部又は一部</b>につき、その支給を停止することができる。 ①受給権者が、正当な理由がなくて、「<b>受給権者に関する調査</b>」の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の問題に応じなかったとき ②<b>障害基礎年金</b>の受給権者又は障害等級に該当する障害の状態にあることによりその額が加算されている<b>子</b>が、正当な理由がなくて、「<b>障害状態の診断</b>」の規定による命令に従わず、又は職員の問題に応じなかったとき</p>	<p>・被保険者又は被保険者であった者が、自己の<b>故意の犯罪行為</b>若しくは<b>重大な過失</b>により、又は正当な理由がなくて<b>療養に関する指示</b>に従わないことにより、障害若しくはその原因となった事故を生じさせたときは、政府は、保険給付の<b>全部又は一部</b>を行わないことができる。</p> <p>・<b>年金たる保険給付</b>は、①～③のいずれかに該当する場合には、その額の<b>全部又は一部</b>につき、その支給を停止することができる。 ①受給権者が、正当な理由がなくて、「<b>受給権者に関する調査</b>」の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の問題に応じなかったとき ②<b>障害等級に該当する程度の障害の状態</b>にあることにより、年金たる保険給付の受給権を有し、又は「<b>加給年金額</b>」の規定によりその者について加算が行われている<b>子</b>が、正当な理由がなくて、「<b>障害状態の診断</b>」の規定による命令に従わず、又は<b>診断</b>を拒んだとき ③②に規定する者が、<b>故意</b>若しくは<b>重大な過失</b>により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、その障害の回復を妨げたとき</p>
一部		<p>・被保険者は、被保険者又は被保険者であった者が、正当な理由なしに<b>療養に関する指示</b>に従わないときは、保険給付の<b>一部</b>を行わないことができる。</p>		
一時 差し止め	<p>・政府は、保険給付を受ける権利を有する者が、正当な理由がなくて、「<b>届出等</b>」の規定による届出をせず、若しくは書類その他の物件の提出をしないとき、又は「労働者及び受給者の報告、出頭等」「<b>受診命令</b>」の規定による命令に従わないときは、保険給付の支払を<b>一時差し止める</b>ことができる。</p>		<p>・受給権者が、正当な理由がなくて、「<b>届出等</b>」の規定による届出をせず、又は書類その他の物件を提出しないときは、年金給付の支払を<b>一時差し止める</b>ことができる。</p>	<p>・受給権者が、正当な理由がなくて、「<b>届出等</b>」の規定による届出をせず、又は書類その他の物件を提出しないときは、保険給付の支払を<b>一時差し止める</b>ことができる。</p>
消滅	<p>①労働者を<b>故意</b>に死亡させた者は、<b>遺族補償給付</b>を受けることができる遺族としない。 ②労働者の死亡前に、当該労働者の死亡によって<b>遺族補償年金</b>を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を<b>故意</b>に死亡させた者は、遺族補償年金を受けることができる遺族としない。 ③<b>遺族補償年金</b>を受けることができる遺族を<b>故意</b>に死亡させた者は、<b>遺族補償一時金</b>を受けることができる遺族としない。労働者の死亡前に、当該労働者の死亡によって遺族補償年金を受けることができる遺族となるべき者を<b>故意</b>に死亡させた者も、同様とする。 ④<b>遺族補償年金</b>を受けることができる遺族が、遺族補償年金を受けることができる先順位又は同順位の他の遺族を<b>故意</b>に死亡させたときは、その者は、<b>遺族補償年金</b>を受けることができる遺族でなくなる。この場合において、その者が遺族補償年金を受ける権利を有する者であるときは、その権利は、<b>消滅</b>する。</p>		<p>・<b>遺族基礎年金</b>の受給権は、受給権者が他の受給権者を<b>故意</b>に死亡させたときは、消滅する。</p>	<p>・<b>遺族厚生年金</b>の受給権は、受給権者が他の受給権者を<b>故意</b>に死亡させたときは、消滅する。</p>
その他			<p>・<b>障害厚生年金</b>の受給権者が、<b>故意</b>若しくは<b>重大な過失</b>により、又は正当な理由がなくて<b>療養に関する指示</b>に従わないことにより、その障害の程度を増進させ、又はその回復を妨げたときは、「<b>障害厚生年金額の改定</b>」の規定による<b>改定を行わず</b>、又はその者の障害の程度が<b>現に該当する障害等級以下</b>の障害等級に該当するものとして、<b>改定を行う</b>ことができる。</p>	<p>・保険料を徴収する権利が<b>時効</b>によって消滅したときは、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は、行わない。 ただし、当該被保険者であった期間に係る被保険者の資格の取得について届出又は確認の請求があつた後に、保険料を徴収する権利が<b>時効</b>によって消滅したものであるときは、この限りでない。</p>